

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>第七条 法第二十条の規定により旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事において、理容師養成施設の入学に関し中等学校の卒業者と同等以上の学力を有するものと認定した者</p>	<p>第七条 法第二十条の規定により旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 前各号に掲げる者のほか、地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）において、理容師養成施設の入学に関し中等学校の卒業者と同等以上の学力を有するものと認定した者</p>
<p>第八条 改正法附則第五条第二項の規定により国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令による中等学校の二年の課程を終わった者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事において、理容師養成施設の入学に関し国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の二年の課程を終わった者とおおむね同等の学力を有すると認定した者</p>	<p>第八条 改正法附則第五条第二項の規定により国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令による中等学校の二年の課程を終わった者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 前各号に掲げる者のほか、地方厚生局長等において、理容師養成施設の入学に関し国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の二年の課程を終わった者とおおむね同等の学力を有すると認定した者</p>